

県政・市政報告会 in北部校区



2012.8.10 中津市議会議員 大塚正俊

1. 地域防災計画の見直し



大分大学工学部津波浸水シミュレーション（標高；m）

- 昨年6月22日開催された県の再検討委員会の有識者会議では、国が具体的な想定を示すまでの暫定的な想定として、津波の規模を「従来の想定 of 2倍」とする提言をまとめた。
- 中津市では最大5.14mの津波が押し寄せることとなる。

◆今年3月31日に内閣府南海トラフ巨大地震
モデル検討会が出した予測(中津市)

- ・想定震度;5強 (現行計画;5弱)
- ・想定津波高さ3.1m(現行計画;2.57m)

◆津波緊急避難所;北部小学校、夢タウン

※国の浸水予想区域図が出た段階(本年7月末)
で、津波避難所を確定。⇒避難経路の作成

◆今年、8月末を目途に作成中

中津市防災計画の策定に向けて

- 自主防災組織の結成と機能する組織への再編
 - ※組織率は市全体67.8%
 - ※北部校区34.4% (29自治区中/10自治区)
- 自主防災組織化・活動マニュアルの作成、避難訓練の実施
- 一人暮らし世帯、老人世帯の把握
 - ※個人情報保護との兼ね合い
- 地域防災リーダーの育成(防災士100名予算化)

➤ 北部校区の津波緊急避難所として、下水処理場、宇佐支援学校中津校の追加。

➤ 海岸堤防、河川堤防の改修

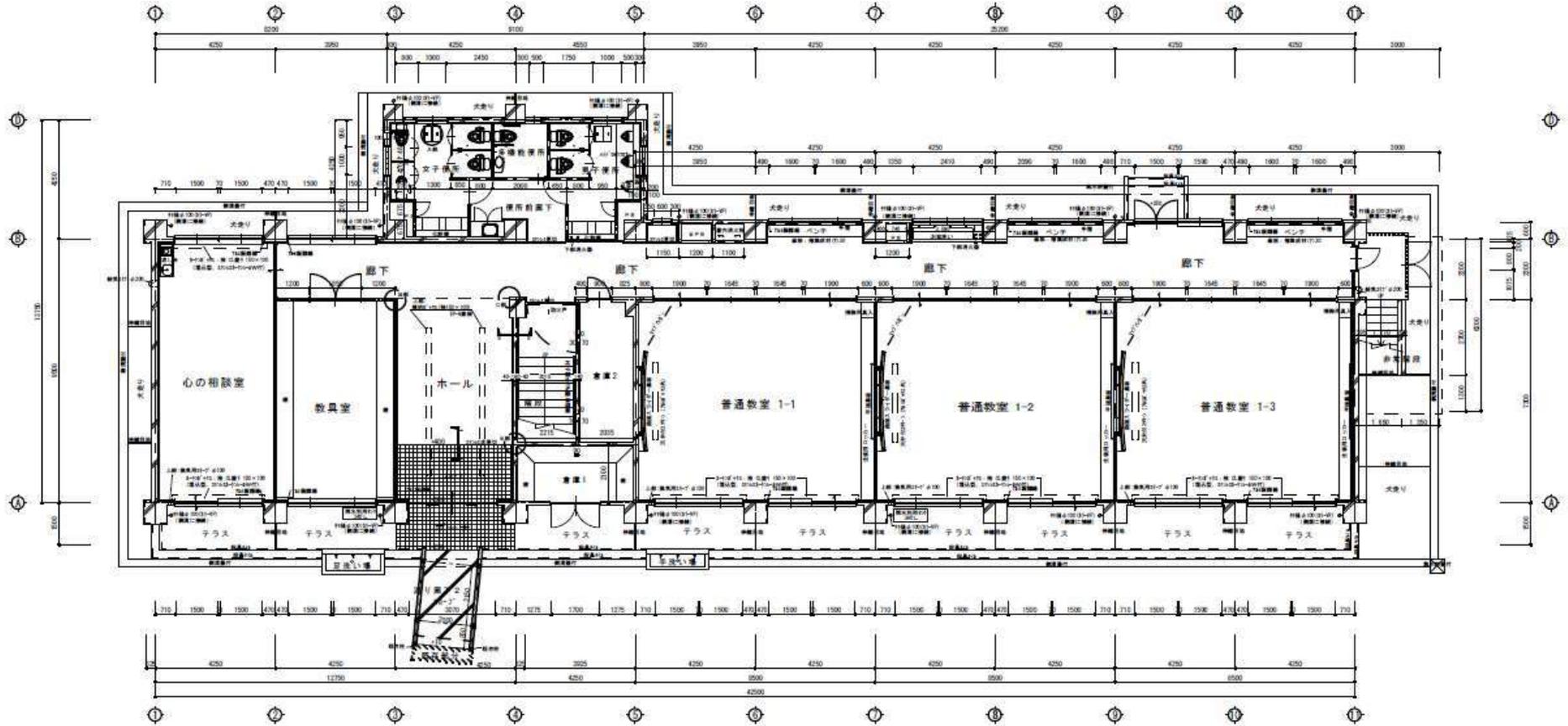


2. 城北中学校の建替え

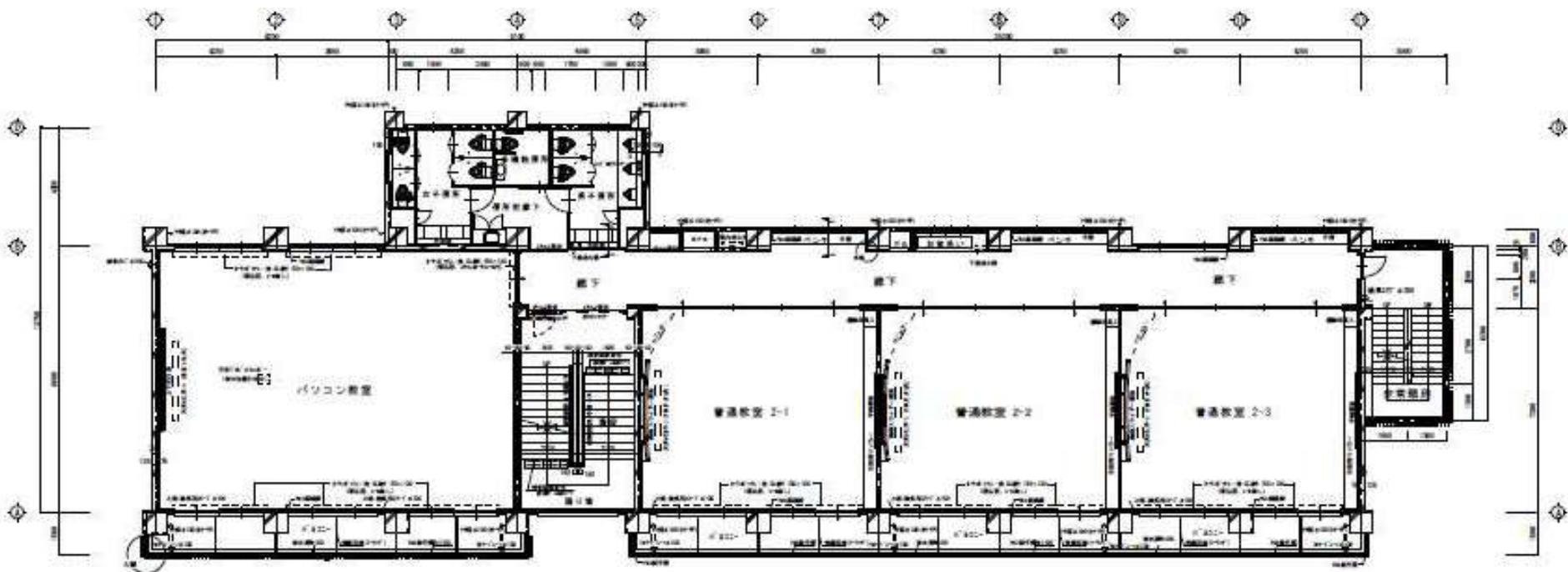


城北中学校の新築工事については、昨年6月時点で木造2階建て校舎を建設予定でしたが、津波対策として、鉄筋コンクリート造り3階建てに設計が変更されました。

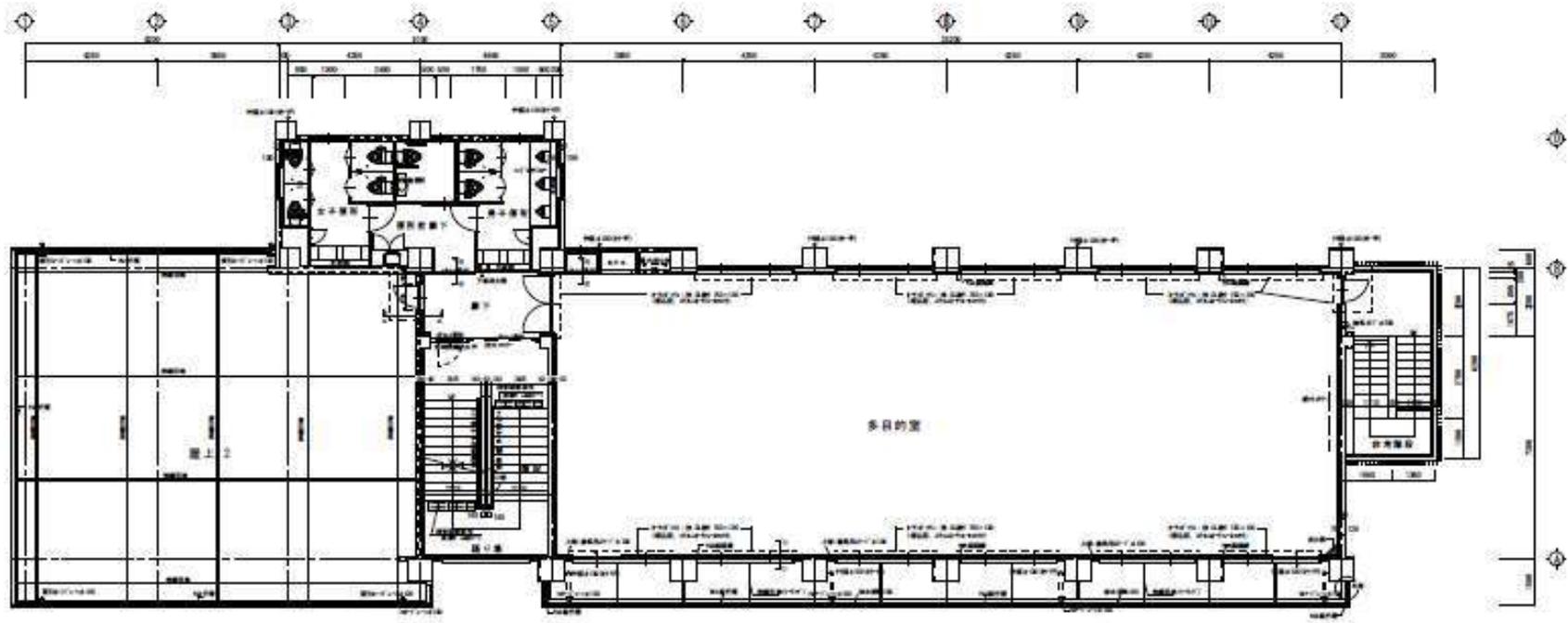
工期；平成24年10月～平成25年7月末
総事業費；約3億2,400万円
内容；鉄筋コンクリート造3階建て
液状化対策、屋上避難階段を設置



1階平面図



2階平面図



3階平面図

3. 浸水対策

- 既存の角木、新大塚の農業用ポンプと平成20年度より設置した堀川、角木、新大塚の仮設ポンプでは処理能力が不足。
- 公共下水道事業で整備を計画している角木雨水ポンプ場に加えて、新大塚町、堀川、中殿にポンプ場の整備が急務。



平成23年9月1日ゲリラ豪雨（稲堀）

新大塚・角木仮設ポンプ場



- 市として、新たな浸水被害が発生するような場合は仮設ポンプを増設する。
※今年7月14日に浸水した外馬場に仮設ポンプを設置予定。)
- 現時点ではポンプ場の整備は考えていない。

4. 新中津市史の編纂(へんさん)



- 中津市史(郷土史)は、S40年に市制30周年記念として発刊され、46年が経過。
- 三光村誌(S63年)、本耶馬溪町史(S62年)、耶馬溪町史(S50年)、山国町誌(H17年)に発刊。
- 平成17年3月、1市3町1村が合併して新中津市が誕生。
- 新市のエリアを網羅する市史は、昭和2年に発刊された下毛郡誌のみ。



- 新中津市史は、市民一人ひとりが郷土の歴史と文化を共有し、個性的で魅力あるまちづくりを進めるために、必要不可欠なもの。
- 中津市は、3年後の平成27年には合併10周年、7年後の平成31年には市制90周年を迎えますので、早急に新中津市史の編纂に着手すべき。

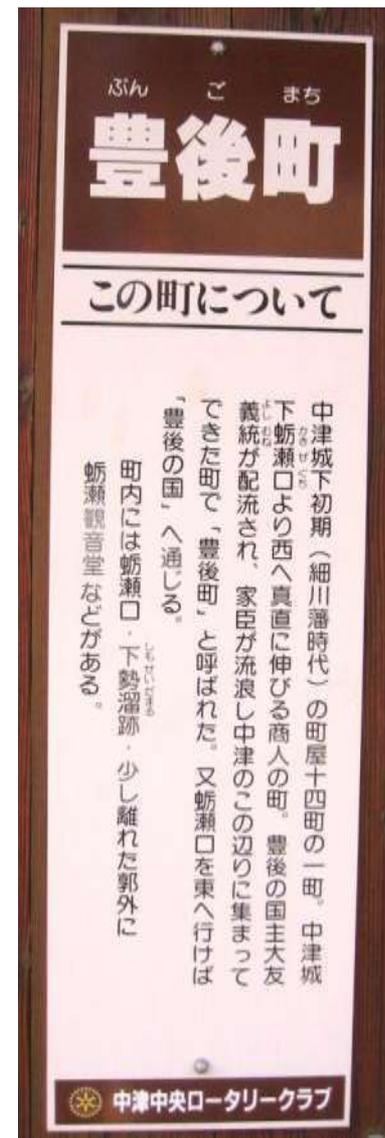


- 他市の市史の発刊は、市制何十周年といった区切りの年に発刊をすることが多く、7～10年といった発刊計画を立てて進めています。
- 市としても、新中津市史発刊に向けて取り組んでいきたい。

5. 城下町の旧町名の復活



- 城下町の風情をもったまちづくりを進めている南部校区、北部校区の一部には中津市1番地から2648番地という住居表示がなされ、62の通称名が使われています。
- 通称名は、1607年中津藩主細川忠興公が城下の整備を行うために出した「町割り令」によって生まれたと言われています。



(現行)中津市586番地



(見直し例)中津市留守居町586番地

- 地域主体の旧町名復活運動により、町名の持つ意義や歴史を学び知ることによって、郷土への誇りと愛着を新たなものとする。



- 実施にあたって、地区の皆様の合意が前提となりますので、まずは地域住民の意向を確認したいと考えています。
- 具体的な確認方法等については、今後内部で協議します。

6. 城下町の風情をもったまちづくり



- 豊後街道と諸町地区は、昨年4月に景観形成重点地区に指定された。
- 両地区では、景観まちづくり協議会を設立し、景観まちづくり協定の締結や景観整備事業補助基準(案)を市へ提言し、地域が一体となった景観づくりの機運が高まっている。
- 景観形成重点地区である豊後街道、諸町地区において、個人が建物の修景を行う場合の補助金(補助率、補助限度額)を引き上げるべき。



■ 豊後街道と諸町地区の街並み景観整備事業(個人建物の改修)の補助金限度額が、当初の100万円から300万円(歴史的建造物)に引き上げられました。